

現行森林・林業基本計画の実施状況

令和 7 年 9 月

林野庁

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(1) 適切な森林施業の確保 ① 森林計画制度の下での適切な施業の確保 ○ 「指向すべき森林の状態」を見据えた多様で健全な森林を育成していくため、森林計画制度の下、適正な伐採と更新の確保を図るべく、以下の施策や運用見直し等を展開。 - 資源の保続に必要な伐採上限量を地域森林計画に掲載 - 市町村森林整備計画のゾーニングに際し、木材生産機能維持増進森林の区域内に「特に効率的な施業が可能な森林」を設定し、当該森林において森林経営計画を策定する場合、皆伐後は植栽することを認定要件に設定 「主伐時における伐採・搬出指針」を制定(R3)するとともに、市町村森林整備計画の計画事項として、同指針に基づく伐採・搬出を行うことを位置付け - 伐採造林届出において伐採計画書と造林計画書を区分し、伐採権者と造林権者の役割等を明確化するとともに、伐採終了時の状況報告を義務化 - 無断伐採事案の未然防止等を図るため、伐採造林届出書に位置図等を添付することを義務化 ○ 森林総合監理士等が市町村への技術的な支援等を適切に担えるよう、技術水準向上に向けた研修を実施	
		○ 特に効率的な施業が可能な森林は、全国で約106万ha (R5) 設定 ➢ 将来的に森林資源の循環利用を担う林業適地の確保の観点から、特に効率的な施業が可能な森林の着実な設定と森林経営計画の作成を進めることが必要 ➢ 伐採造林届出制度や森林経営計画制度の適正な運用や、伐採・搬出指針等の各種指針の遵守を徹底することが必要 ➢ ICTの活用等により効率的に伐採箇所や更新状況を把握することが必要 ➢ 森林経営管理制度において集約化構想の策定等が措置され、森林総合監理士が市町村等を支援する機会が増加することを踏まえ、更なる育成・確保が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(2) 面的なまとまりをもった森林管理	
	① 森林の経営管理の集積等 ② 森林関連情報の整備・提供 ○ 森林境界の明確化や、森林経営計画の作成、森林経営管理制度の活用等を通じた経営管理の集積等を推進 ○ 森林境界明確化の成果を活用して効率的な地籍調査を実施するための標準的な手法を示した「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」を国土交通省で作成（R4） ○ 森林の集積・集約化を進めるため、地域の関係者の協議により策定した集約化構想に基づき、受け手となる林業経営体に迅速に権利を設定又は移転できる仕組みを創設【R7森林経営管理法改正】 ○ 所有者不明森林について、森林経営管理制度における所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインを整備。また、迅速に経営管理権を設定できるよう、公告期間を短縮【R7森林経営管理法改正】 ○ 森林資源情報の精度向上のため、レーザ計測データの最適な解析及び管理手法の標準化を目的に、「森林資源データ解析・管理標準仕様書」を整備 ○ 施業集約化に取り組む者等に対し、必要な情報提供を進めるため、レーザ測量データ等はG空間情報センターを用いて、公開・提供する取組を開始	○ 集積・集約化された私有林人工林面積はR5年度末時点で約270万ha（R12年度末目標：約320万ha） ➢ リモートセンシング技術等の活用による効率的な森林の境界明確化や得られた成果の地籍調査への活用を進める必要 ➢ 森林経営管理制度等を適切に運用することで、所有者不明森林も含め、更なる森林の集積・集約化を進めることが必要 ➢ 森林所有者情報の的確な把握に向け、引き続き森林経営管理制度の運用や、関係機関が保有する情報等を通じて、林地台帳の精度向上を促進する必要 ➢ 併せて、航空レーザ計測等により、高精度な森林資源情報等の整備や更新が必要 ➢ 森林・林業に関連するサービスの高度化や創出のため、森林資源情報等のオープンデータ化をさらに進める必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(3) 再造林の推進	
	① 優良種苗の安定的な供給 ② 造林適地の選定 ③ 造林の省力化と低コスト化	○ 優良種苗の確保に向け、以下の施策等を展開 ・ 特定母樹を増産する事業者の認定や採種園・採穂園の整備を推進 ・ コンテナ苗の生産を支援するとともに、コンテナ苗の標準規格を改定することで生産技術を標準化 ○ 市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林」や間伐等特措法に基づく「特定植栽促進区域」の設定を進めるために林業適地のゾーニングを支援するソフト「もりぞん」を開発・公開 ○ 新たな技術を取り入れた省力かつ低コストの造林体系を確立するため、以下の施策等を展開 ・ 造林に係る省力化・低コスト化技術指針の策定 ・ 森林整備事業において、省力・低コスト造林に対し、通常より高い補助水準を適用 ・ 保安林において、①当年生苗の植栽、②災害のおそれがなく効率的な施業が可能な場合に植栽本数の縮減が可能となるよう運用改正
		○ 苗木生産量（約66百万本）のうち約5割をコンテナ苗が占めるが、特定苗木は約1割となっている(R5) ➢ 特定苗木の生産推進と品種開発期間の短縮等に資する技術の開発・普及が必要 ➢ 苗木生産の規模拡大や省力化を進める必要 ○ 「特に効率的な施業が可能な森林」は106万ha設定(R5)、特定植栽促進区域は62万ha設定(R6) ➢ 特に効率的な施業が可能な森林及び特定植栽促進区域の着実な設定を進めるとともに、当該箇所において伐採・再造林・保育が計画的になされるよう、森林経営計画の作成を進めることが必要 ○ 省力・低コスト造林の実施状況は、13千ha・40%(R2)→19千ha・54%(R5) ➢ 育林従事者の減少も踏まえ、さらなる造林の省力・低コスト化に向けた取組が必要 ➢ 整理された指針等について、普及を図るとともに最新の知見等を逐次反映する必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進	
	○ 野生鳥獣害の防止を図るため、以下の施策を展開 ・ 被害発生のおそれのある森林について、鳥獣害防止森林区域への積極的な設定等の推進 ・ ICT技術を活用したわな、ドローンによる生息調査などの新たな防除技術の開発 ・ 鳥獣被害対策コーディネーター、地域リーダーの育成	○ 鳥獣害防止森林区域は約817万ha指定（R5） ➢ 主伐・再造林地の増加が見込まれる中、地域と林業関係者が連携したシカ捕獲の促進や、関係行政機関や猟友会など地域関係者が連携した被害対策を促進 ➢ シカの捕獲や生息状況把握に関する技術の開発・実証や普及が必要
	(5) 適切な間伐等の推進	
	○ 森林整備事業や、森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した市町村による間伐等を推進 ○ 低コスト化や労働安全確保の観点から列状間伐等の普及を推進	○ パリ協定下の目標達成に向け、引き続き森林吸収源対策として間伐等を推進
	(6) 路網整備の推進	
	○ 傾斜区分と作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を推進 ○ 木材の大量輸送に対応できるよう、林道の改築・改良を実施 ○ 林道技術基準を改正し、新規開設路線は河川沿いからできる限り離れた線形となるよう促進する等、路網の強靱化・長寿命化を推進	○ 路網開設延長は年間約1.4万kmで推移。一方で、幹線となる林道等の開設延長は低位 ➢ 林業機械の導入状況等を踏まえた作業システムや森林施業の多様化に対応した路網整備を検討することが必要 ➢ 主伐の増加が見込まれる中、大径材を含む木材の大量輸送に対応した路網整備が必要 ➢ 気候変動による災害の激甚化等を踏まえた路網の強靱化・長寿命化をさらに推進 ➢ 労働人口が減少する中、路網整備の省力・効率化に向けたICTの活用や土木技術者の育成等の推進が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進	
	① 生物多様性の保全 ② 公的な関与による森林整備 ③ 花粉発生源対策の推進 ○ 生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用を推進するため、以下の施策等を展開 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定し、指針を踏まえた森林経営計画が策定できるよう運用見直し - 森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用し、市町村による針広混交林化等を推進 - 森林整備事業等において広葉樹等の保残を位置づけ - 国有林での保護林・緑の回廊の保護・管理等 ○ 花粉症対策として、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の三本柱の対策を推進することとし、以下の施策等を展開 「スギ人工林伐採重点区域」を設定し、スギ人工林の伐採・植替え等を加速化 - スギ材需要の拡大 - 花粉の少ない苗木の生産拡大 - スギ花粉の飛散防止 - 花粉症の治療	➤ 森林経営計画等の活用を通じて、生物多様性に配慮した森林施業を一層推進する必要 ➤ 国産広葉樹の利活用という観点も踏まえ、放置された里山林の整備を推進する必要 ➤ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言等を踏まえ、企業が森林の生物多様性の質の客観的評価手法が必要 ○ 国有林での生物多様性保全等の取組を推進（保護林約102万ha、緑の回廊約58万haの保護・管理等） ○ 「スギ人工林伐採重点区域」約100万ha(R7.4) ○ 花粉の少ない苗木の生産量は、スギ苗木生産量全体の6割程度(R5) ➤ 花粉発生源対策の引き続きの推進が課題

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森 林 の 有 す る 多 面 的 機 能 の 発 揮 に 関 す る 施 策	(8) カーボンニュートラル実現への貢献 ○ パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、以下の施策等を展開 ・ 間伐等の実施や特定母樹の増殖に関する措置に加え、特定苗木の活用に向けた特定植栽促進区域等の設定を推進【R3間伐等特措法改正】 ・ 伐採木材製品（HWP）による炭素の貯蔵を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン等を整備し、木材利用を促進 ・ 森林（保安林）内に再エネ施設を設置する場合の手續等をまとめたマニュアルを整備 ・ 「森林×脱炭素（ACT）チャレンジ」創設（R4～）	○ パリ協定下の目標達成等に向け、森林吸収量を着実に確保。引き続き中長期的な森林吸収量の確保、他資材から木材への転換などが求められる ➢ 地球温暖化対策計画に対策評価指標として掲げている森林施業面積及び建築用材等利用量の確保に向けて、再造林や間伐等の適切な森林施業や建築分野での国産材利用の拡大等が必要 ➢ 「NFI（National Forest Inventory）」の結果を踏まえた森林吸収量の算定方法改善の検討を進めることが必要 ➢ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度」に、令和8年度から新たに森林吸収・木材炭素貯蔵を位置づける予定であることを踏まえ、企業等による森林整備・木材利用の取組を推進することが必要 ➢ LCA等の活用を進めることで、木材利用の促進が地球温暖化対策や森林の適正な整備に及ぼす効果を発信することが必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(9) 国土の保全等の推進 ① 適正な保安林の配備及び保全管理 ② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進 ③ 大規模災害時における迅速な対応 ④ 森林病虫害対策等の推進 ○ 太陽光発電施設を森林内に設置する場合の林地開発許可を要する面積を1ha超から0.5ha超に見直し。林地開発において、許可条件違反者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者の公表を措置【R4森林法施行令等、R7森林法改正】(再掲) ○ 森林(保安林)内に再エネ施設を設置する場合の手続等をまとめたマニュアルを整備(再掲) ○ 山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、以下の施策を展開 ・ 山地災害危険地区の全国一斉点検(～R7) ・ 国土強靱化5か年加速化対策に基づき、治山対策、間伐や林道等の森林整備対策を推進 ・ 流域治水の推進のため、全ての1級河川で国土交通省と連携し流木対策等を重点実施 ・ 大規模災害からの復旧支援として、災害復旧事業の直轄代行(熊本県)や国直轄による災害復旧事業(能登半島)に着手 ○ 松くい虫被害対策については、被害のまん延防止のための薬剤散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換を推進。抵抗性マツ品種の開発、普及を促進 ○ ナラ枯れ被害対策については、被害の拡大防止に向けた予防や駆除、被害を受けにくい森林づくりを推進。被害先端地域等での効率的な防除方法について実態調査を実施 ○ 全国山火事予防運動等の普及活動や予防体制の強化を図るとともに、予防資機材等の配備への支援を実施 ○ 太陽光発電施設に係る林地開発許可は、大幅に減少するも、許可条件に違反する件数は増加(H26:63件(太陽光9件)→R5:108件(太陽光35件)) ➢ 近年の災害の特徴(豪雨の極端化、災害の全国化、複合災害の発生等)や人口、事業体の減少を踏まえながら、地域の安全確保に向けた取組(工法の見直し等)が必要 ➢ 自治体職員や地域の自主防災の担い手不足を踏まえ、自主防災に資するソフト対策の高度化が必要 ➢ 気候変動に対応した災害に強い路網整備に向けた検討が必要 ➢ 査定、計画、施工、検査等において、デジタル化など省力・効率化に向けた検討が必要 ➢ 温暖化による松くい虫の生息域拡大や森林の機能に応じた適切な駆除予防措置の強化を検討する必要 ➢ ナラ枯れについては、広葉樹の利用促進による若返りを図り、被害を受けにくい森づくりを推進する必要 ➢ 焼損面積が100haを超える規模の林野火災が増加しており、林野火災予防技術を活用した効果的な対策や、大規模な林野火災跡地の復旧が課題	

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(10) 研究・技術開発及びその普及	
	研究・技術開発戦略に基づく開発・普及 ○ 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を改定し、造林の省力化・低コスト化、優良種苗の安定供給、木材利用促進等に係る研究・技術開発を推進 ○ 研究・技術開発に当たり、産官学連携の研究プラットフォーム「森林産業コミュニティ・ネットワーク（FICoN）」を活用し、産官学連携を推進 ○ 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を改定（R4）。ICTによる資源管理や生産管理、自動化機械やエリートツリー等の新技術についてロードマップを提示 ○ 林業普及指導員等による現場への普及を推進	○ 林野庁、森林総合研究所において、研究開発・技術開発等を実施し、以下の研究成果を公表 ・ 高度なセンシング技術等による造林・育林作業の省力化・低コスト化 ・ 花粉発生源対策や気候変動適応等に対応した優良品種の開発 ・ CLTの更なる利活用技術の開発、改質リグニンやCNF等の用途開発や製造技術の高度化 ○ 引き続きFICoNを活用し、異分野との連携を強化 ○ 自動化・遠隔操作化に必要な技術の開発・実証への支援により、これまでに6件が実用化 ➤ 開発した林業機械の現場実装を推進していく必要
	(11) 新たな山村価値の創造	
	① 山村の内発的な発展 ② 山村集落の維持・活性化 ③ 関係人口の拡大 ○ 山村地域の維持・発展に向け、以下の施策等を展開 ・ 地域住民等による活動組織が実施する里山林の保全や森林資源の利活用等の取組を支援 ・ 里山林を対象に半林半Xとして本格的に人工林を活用する活動を支援（R7～） ・ 森林サービス産業の推進地域の拡大と、推進地域と企業とのマッチング等を実施 ・ 地域資源を活用した特産品・サービスの開発・改良・販売のための取組を支援 ○ 改正山村振興法（R7.3）において山村振興の目的として、「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を活かした産業の成長発展」等が明記	○ 振興山村の人口は319万人と大きく減少、65歳以上の高齢者率約40%と高齢化が進行 ○ 山村の平均所得は、全国平均よりも約2割低い ○ 自然豊かな環境に魅力を感じた若者を中心に地方移住への関心の高まり ➤ 新たな雇用の創出や関係人口の拡大等に向け、森林の有する癒しやレクリエーション機能、炭素貯蔵機能を含む多様な価値の活用を推進する必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	(12) 国民参加の森林づくり等の推進 ① 森林整備に対する国民理解の促進 ② 国民参加の森林づくり ○ 各地方公共団体における森林環境譲与税を活用した取組の実績状況や公表状況を取りまとめて情報発信 ○ 「森林づくり全国推進会議」（森林づくりを通じたSDGsやカーボンニュートラルの実現に取り組む企業・団体が構成される会議体）がR4年10月に発足、シンポジウムや会員向け勉強会等を開催 ○ 企業・団体が森林づくりを始める際、相談窓口となる森づくりコーディネーター等とつなぐwebサイト「森ナビ・ネット」の開設を支援 ○ 森林空間を活用した教育プログラムを実施するための手引書等を作成し、公表 ○ 幼児期を含む森林環境教育の更なる普及のため、保育所・幼稚園・認定こども園、行政機関、専門家等による情報交換の場として、R5年度から「こどもの森づくりフォーラム」を開催	

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	(1) 望ましい林業構造の確立	
	① 目指すべき姿 ② 「新しい林業」の展開 ○ 長期にわたる持続的な経営の担い手として、林業専門型の法人や一定規模を有する森林所有者を位置付け ○ 地域の林業経営を相補的に支える自伐型林業等を支援 ○ 伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる「新しい林業」経営モデルの実証を支援	○ 森林経営管理法に基づき、1,588の事業体を公表（令和7年3月1日現在） ○ いわゆる「自伐型林業」の取組も活発化 ➢ 1経営体当たりの素材生産は拡大しているが、生産性は十分な水準に至っておらず、実証結果の横展開が必要
	(2) 担い手となる林業経営体の育成	
	① 長期的な経営の確保 ② 経営基盤及び経営力の強化 ③ 林産複合経営体の形成 ④ 生産性の向上 ⑤ 再造林の実施体制の整備 ⑥ 社会的責任を果たす取組の推進 ○ 経営の集積・集約化を進める地域を中心に路網整備や高性能林業機械の導入を支援 ○ 集積・集約化を進めるため、地域の関係者の協議により策定した集約化構想に基づき、受け手となる林業経営体に迅速に権利を設定又は移転できる仕組みを創設【R7森林経営管理法改正】 ○ 森林経営プランナー、森林施業プランナーを育成 ○ 森林組合法に基づき、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事を配置 ○ 新たに造林事業を開始する者等に研修や資機材の導入を支援 ○ 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を改定 ○ 森ハブ・プラットフォームを設置し、林業者と異分野企業等とのマッチングを促進 ○ 国有林においては、伐採と造林の一貫作業や先進的な技術の実証・普及等を推進	○ 森林施業プランナー認定者数は、2,385人（R6）（R12目標は3,500人） ○ 森林経営プランナー認定者数は、194人（R6）（R7目標は500人） ○ 販売事業を行う森林組合において、実践能力理事の配置はR7年度中に100%見込み ➢ 森林経営管理法の改正等を踏まえ、地域関係者が一体となり森林の集積・集約化を進め、事業量の安定的確保と需要拡大をセットで進めていく取組の推進が必要 ➢ 経営力強化に向けた森林経営プランナー等の育成が必要 ➢ 生産性向上、省力化・軽労化、ICT活用によるDX推進が必要 ➢ 収益増加に向けた水平連携等による価格交渉力強化が必要 ➢ 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体の育成・確保に向けた支援が必要 ➢ 国有林野事業において安定的に事業発注を進めることも重要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	(3) 人材の育成・確保等 ① 人材の育成・確保 ② 林業労働力・労働安全衛生の確保 ○ 林業従事者の育成・確保や、多様な人々が活躍できる環境整備に向けて、以下の施策を展開 ・ 「緑の雇用」事業等を通じ、新規就業者の確保や、段階的かつ体系的な人材の育成を推進 ・ 複数作業（造林・伐採）や複数の作業工程（伐木・造材・集材等）の技術等を学ぶ多能工化研修の実施、他産業や他地域との連携による労働力の確保を支援 ・ 外国人材の特定技能制度等への林業の追加	○ 林業従事者数は4.5万人(H27)→4.4万人(R2)で横ばい。その中で育林従事者数は1.9万人(H27)→1.7万人(R2)と減少 ○ 緑の雇用により新規就業者の3割にのぼる1千人/年を確保（平均） ➢ 引き続き、一定の技能を有する林業従事者の育成・確保が必要。この際、再造林の推進に対応した育林従事者の育成・確保に留意 ➢ 林業従事者の女性割合は、6.25%(R2)と低く、女性を含め多様な人材が働きやすい労働環境の整備が必要
	(4) 林業従事者の労働環境の改善 ① 処遇等の改善 ② 労働安全対策の強化 ○ 林業従事者の労働環境の改善を図るため、以下の施策を展開 ・ 林業従事者向けの技能検定の創設と検定試験の実施によるキャリア形成の促進 ・ 安全診断や研修実施、作業安全規範等の普及支援等の林業労働安全強化対策を実施 ・ 補助事業の採択時に安全に関する要件を設定（クロスコンプライアンスの実施）	○ 林業従事者の平均給与は、361万円(R4)で、343万円(H29)より増加するも、全産業平均より約100万円少なく、特に30～50代で差が大きい ○ R6の死傷年千人率は、林業は23.3であり、全産業平均の2.3の約10倍（R12目標は12.7） ➢ 所得水準が他産業並みに至っていない中、技能検定の推進、能力評価の導入等による処遇改善の推進が必要 ➢ 労働安全の確保については、令和12年の死傷年千人率の半減目標の達成に向け、経営層の意識改革や作業現場レベルの取組強化、危険な作業工程の遠隔操作化や自動化に向けた開発・実装、ヒヤリ・ハット事例や個人事業主の死傷事例の分析が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(1) 原木の安定供給体制の構築	
	① 望ましい安定供給 ② 木材の生産流通の効率化 ○ 森林資源の保続を確保しながら、生産流通を効率化し、原木の安定的に供給するため、以下の施策を展開 - 川上と川中の相互関係を強化する安定供給協定の締結等の推進により国産材のサプライチェーン構築を促進 - 木材加工流通施設等の整備を支援し、原木・製品のストック機能の強化を推進 - 地域の木材需要に応じた最適な生産・流通の実現のためICTを活用した生産管理の高度化を促進	○ 川上から川下の事業者が、再造林可能な価格で安定供給協定を締結する事例が出現するとともに、再造林基金の造成等に取り組む地域が拡大 ➢ 主伐の増加が見込まれる中、関係者が一体となって再生産可能な木材価格の形成に取り組むことが必要 ○ 山土場から製材工場への素材の直送量は5年間(H30→R5)で約1.2倍(直送率は約4割から5割へ) ○ デジタル林業戦略拠点において、デジタル化した原木生産・流通情報を事業者間で共有するなどICTを活用した効率化の取組が進展 ○ 流通事業者が、工務店や住宅会社等のニーズを踏まえて国産材への切り替えを提案する事例も出現 ○ 安定供給体制構築の進展等により全国で木材供給量は増加(R5供給量3,444万m³で、R元供給量3,099万m³の1.1倍) ○ このうち建築用材については減少(R5供給量1,618万m³で、R元供給量1,762万m³の0.9倍) ➢ 丸太の価値が最大限活かされていない事例も見られることから、地域の実情に応じた原木サプライチェーンの最適化が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(2) 木材産業の競争力強化 ① 大規模工場等における「国際競争力」の強化 ② 中小製材工場等における「地場競争力」の強化 ③ JAS製品の供給促進 ④ 国産材比率の低い分野への利用促進 ○ 木材産業の競争力強化のため、以下の施策を展開 「国際競争力」の強化に向け、製材工場等の大規模化、効率化のための施設整備を支援 「地場競争力」の強化に向け、川上・川中・川下関係者による顔の見える木材安定供給体制の構築を支援 - JASの格付検査の円滑化に資する技術開発を進めるとともに、当該技術の活用を可能とする告示を改正 - 大径化した地域材の有効活用も含め、国産材比率が低い部材・工法（横架材や羽柄材等）で国産材を活用するための技術開発・普及等を支援	
		○ 製材用動力の出力規模300kW以上の製材工場数は、397(R元)→420(R5)に増加 ○ 製材品(スギ正角乾燥材)の価格は、66,700円/m³(R2)→85,300円/m³(R6)に上昇し、ウッドショック後も一定の水準を維持 ○ 機械等級区分のJAS認証製材工場数は、85(R元)→104(R5)に増加 ○ 構造用製材のJAS格付率は、25%(R元)→25%(R5)で横ばい ○ 建築用材等における国産材率は、48.0%(R3)→55.3%(R5)に上昇 ○ 木造軸組住宅の横架材における国産材率は10%(R2)→9%(R5)に低下 ○ ツーバイフォー住宅の構造用製材（ツーバイ材）の国産材率は、9%(R3)→20%(R6)に上昇 ➢ 経費削減に向けた加工ライン自動化による生産性向上や乾燥施設の省エネ化等が必要 ➢ 収益増加に向けた需要に応じた製品生産が必要 ➢ 改正建築基準法等の施行も踏まえ、JAS製品を供給する体制構築が必要 ➢ 国産材比率の低い分野における国産材活用のための技術開発や、供給体制構築が必要 ○ 木材産業における人手不足や高い労働災害発生率（有効求人倍率は2.64倍(R5)（職業計は1.29倍）、死傷年千人率は11.9(R5)（製造業全体は2.7）） ➢ 木材産業における人材確保や、作業安全の推進が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(3) 都市等における木材利用の促進	
	○ 都市等における非住宅分野、リフォームなどの需要を積極的に取り込むため、以下の施策を展開 ・ 「都市の木造化推進法」に基づき、公共建築物における木材利用の取組を推進 ・ 建築物木材利用促進協定の締結による民間建築物における木材利用を促進 ・ 建築関係法令改正への対応を含め、強度又は耐火性に優れた建築用木材等の技術開発・普及を支援 ・ CLTパネル等の寸法等の標準化・規格化、低コストな接合方法の開発、構造計算プログラムの開発等を支援 ・ 中大規模木造建築物に取り組む設計者等を増やすための講習会の開催、標準的な木造モデルの作成・普及を支援 ・ リフォーム需要への対応として、デザイン性等に優れた内装材等の開発を支援するとともに、内装木質化の効果の普及を支援	○ 公共建築物の木造率は、13.8% (R1) → 14.8% (R5)、低層は、28.5% (R1) → 30.6% (R5) と増加 ○ 建築物木材利用促進協定は、国で26件、地方公共団体で170件 (R7. 7. 4現在) となるなど浸透 ○ 低層非住宅建築物の木造率は15%程度 (R6)、中高層建築物の木造率は1%未満 (R6) と低位 ○ CLTを活用した建築物の竣工件数は、累計636件 (R2) → 1,346件 (R6 (予定)) へ増加 ○ 延べ12,000人以上の設計者・施工者が非住宅木造建築物の設計・施工に関する講習会等を受講 ○ 建築基準法等の改正により、中大規模建築物の木造化に向けた規制の合理化等がさらに進展 ➢ 公共建築物では率先して木材利用を推進しつつ、建築物木材利用促進協定制度の活用等により民間建築物での木材利用の裾野を拡大する必要 ➢ 非住宅・中高層建築物の木造化の推進に向け、地方の低層非住宅建築物等のターゲットに応じた施策の展開が必要 ➢ 近年の建築関係法令の合理化に対応した部材・設計手法等の開発が必要 ➢ リフォーム需要等を取り込む内装材商品開発や普及等の国産材利用拡大が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(4) 生活関連分野等における木材利用の促進	
	○ 生活関連分野等への木材利用を促進するため、以下の施策を展開 ・ 広葉樹材を活用した家具・建具など、身近な木製品等への木材利用を促進するとともに、優れた製品や取組等の展開に関する活動の支援と情報発信等を実施	➤ 里山広葉樹等を有効活用し、消費者ニーズに応える製品の開発・利用促進を進める必要
	(5) 木質バイオマスの利用	
① エネルギー利用 ② マテリアル利用	○ 森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を推進するため、以下の施策を展開 ・ 未利用材活用やカスケード利用を基本として、木質バイオマスのエネルギー利用を推進 ・ FIT/FIP認定に伴う事前確認について、都道府県林務部局が、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続等を確認 ・ 林地残材の効率的な運搬収集システムの構築などを通じて燃料材の安定供給を推進 ○ FIT調達期間終了後の未利用材需要の確保に向け、以下の施策を展開 ・ 熱利用・熱電併給により地域内の森林資源を持続的に循環利用する「地域内エコシステム」を推進 ・ 改質リグニンやセルロースナノファイバーなど、プラスチック代替素材の研究開発・用途開発・普及を推進	○ 燃料材利用量は、7百万m³(R元)→11百万m³(R5) ○ 未利用材を主に活用するFIT/FIP木質バイオマス発電施設導入件数は83件(R3.3)→136件(R6.3) ➤ 地域によっては国産燃料材の需給が逼迫しており、FIT調達期間終了後の発電施設の自立化に向けて、燃料材の安定的・効率的な供給に向けた対応が課題 ○ 地域内エコシステムについて、54地域のモデル的な取組を支援 ○ 改質リグニンについて、大規模製造技術の実証や環境適合性の向上に向けたリサイクル技術の開発等の、早期の社会実装に向けた取組を実施 ➤ FIT調達期間終了後の木質バイオマスの安定的な需要先確保に向けて、特定の用途に頼りすぎない、多用途での需要確保が必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(6) 木材等の輸出促進	
	○ 木材等の輸出を促進するため、以下の施策を展開 ・ 輸出産地育成に向けた協議会の設置・運営やセミナーの開催を支援 ・ 輸出ターゲット国の市場実態等の調査・分析や日本産木材製品の認知度向上を図る取組を支援 ・ 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した性能検証等を支援	○ 木材輸出額は、357億円(R2)→538億円(R6)に増加。R6の輸出額の約半分を丸太が占める ○ 米国における2×4構造材の設計強度について、R6にヒノキ、R7にスギが米国製材規格委員会(ALSC)において認可 ➢ 丸太中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格・基準等に対応した付加価値の高い木材製品の輸出への転換が必要 ➢ 輸出先国・地域の多角化や市場獲得の見込める製品の輸出拡大に向けて、日本産木材製品の認知度向上等を図り、販売力の強化に取り組む必要

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	(7) 消費者等の理解の醸成 ○ 木材利用が循環型社会の実現に寄与することについての消費者等の理解醸成が進むよう、以下の施策を展開 ・ LCA等の観点から木材の製造時排出量を示すデータ等の整理・普及を支援 ・ ESG投資等で木材利用が評価されるよう、炭素貯蔵量表示ガイドラインや建築物への木材利用に係る評価ガイダンスを策定・公表 ・ 木材利用促進月間（10月）を中心に、優れた木材製品等に関する情報の発信、国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実等の取組を支援するとともに情報発信、普及啓発を実施 ○ 合法伐採木材が消費者等に選択されるよう、以下の施策を展開 ・ 川上・水際の木材関連事業者への合法性確認の義務化等を定めた改正クリーンウッド法を施行 ・ 事業者負担軽減のための記録の保存、伝達等を行うWEBシステムを開発・運用 ・ 事業者及び消費者へ向けた制度の普及	
		○ 各業界団体において、木材製品の品目別の排出原単位（業界平均値）の整備が進展 ○ 炭素貯蔵量の表示により環境負荷低減の効果を訴求する事例も出現 ➢ 気候変動対策や生物多様性保全などサステナビリティへの関心の高まりをプラスに捉え、引き続き、木材利用の新たな価値化を進めることが課題 ➢ 消費者等へ木材利用の意義等をわかりやすく情報発信していく必要 ➢ 合法性確認木材100%に向けた改正クリーンウッド法の施行状況の把握

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策	具体的な取組等	評価及び課題
4 国有林野の管理及び経営に関する施策	○ 国土の約2割、森林面積の約3割を占め、多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布し、多様な生態系を有する国有林の状況から、以下の施策を展開 ・ 公益重視の管理経営（森林整備の推進、山地災害の防止、生物多様性の保全等） ・ 組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献（「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及等） ・ 木材の安定供給（樹木採取権制度の適切な活用、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による木材需要急変時の供給調整等）	○ 水源涵養や山地災害防止、生物多様性保全など重視すべき機能に応じた、適切な森林施業を実施。また、持続的な林業生産活動に適した人工林を「特に効率的な施業を推進する森林」として、約56万ha設定（R6末時点） ○ 林業の省力化等に資する技術開発・実証とその普及や、市町村を始めとする民有林行政に対して、森林の管理経営に関する技術を普及 ○ 地域の木材需給を踏まえながら、国有林材を安定的に供給（国産材供給量の15%程度） ➤ 国有林野の管理経営を通じて、民有林も含めた森林・林業・木材産業に関する政策課題に取り組むことが必要